

(表)

別記第3号様式(第9条関係)

年 月 日

長洲町長 様

長洲町地域優良賃貸住宅使用請書

| | | | | |
|-----------------------------------|------------|------------------|--------------|----|
| 入居者 | 本籍 | | | |
| | 現住所 | | 自宅又は 携帯電話 | |
| | ふりがな 氏名 | | | 印 |
| | 職業 勤務先 | 職業 勤務先 所在地 | 電話 | |
| 連帯保証人 (法人の場合は商号、本店所在地、連絡先等を記入) | 本籍 | | 続柄 | |
| | 現住所 | | 自宅又は 携帯電話 | |
| | ふりがな 氏名 | | | 実印 |
| | 職業 勤務先 | 職業 勤務先 所在地 | 電話 | |
| 極度額 | | | | |

※入居者及び連帯保証人はすべて自筆で記入すること(法人の場合を除く。)

年 月 日付け長洲町指令第 号をもって入居を許可されました下記住宅の使用については、長洲町地域優良賃貸住宅条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則その他関係法令及びこれらに基づく指示命令並びに誓約条項を厳守します。

連帯保証人は、暴力団員等ではなく、確実な保証能力を有しており、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

記

1 住宅の名称及び家賃等

| 住宅名 | 住宅番号 | 住宅の構造及び規格 | ※月額家賃(入居者負担額) | ※敷金 |
|-----|---------|------------|---------------|-----|
| | | | ※月額共益費 | |
| | 棟 号室 | 造 建 LDK | 円 | 円 |
| | | | 円 | |

※は記入しないでください。

2 入居に関する誓約事項

次の許可条件については、全て入居者及び連帯保証人が責任を負うものとする。

- (1) 家賃は、定められた納期限日前に納付し、滞納はしないこと。
- (2) 連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担すること。
(民法第454条の規定により、民法第452条の催告の抗弁権及び民法第453条の検索の抗弁権は主張できません。)
- (3) 入居者は、入居手続きを完了した日から15日以内に当該住宅への入居を完了し、入

(裏)

居を完了した日から14日以内にその旨の書類(世帯構成全員の住民票の写し)を提出すること。ただし、町長が別に期間を指示した場合にはこの限りでない。

- (4) 入居許可を受けた世帯員(入居申込書に記入の人員)全員が入居し、入居の許可を受けた者以外の者を入居させないこと。ただし、入居可能日から入居を完了した日までの出生、死亡については、この限りでない。
- (5) 共同生活での秩序若しくは周辺環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす次の行為をしないこと。
 - ① 他の入居者の生活を妨害し、又は居住環境を著しく悪化させ平和を乱すと町長が判断した行為で制止等の命令又は指導に従わない行為
 - ② 共同で使用する敷地、住宅等の一部を占有する行為
 - ③ 動物類(犬、猫、鳥等)を飼育する行為(ただし、身体障害者が身体障害者補助犬を使用するときは、この限りでない。)
 - ④ 騒音、悪臭等を発生させる行為
 - ⑤ 有害物、危険物等を住宅内に持ち込む行為
 - ⑥ 土地、建物等を毀損する行為
 - ⑦ その他共同生活の維持を著しく阻害する行為
- (6) 住宅の使用許可により生じた権利を他に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (7) 次に掲げる費用を負担すること。
 - ① 破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び電気、給排水、衛生器具、その他の附帯設備の修繕に要する費用
 - ② 各戸の電気、ガス、水道及びじんかいの処理に要する費用
 - ③ 共同施設の使用に要する費用
- (8) 自己の責任によって、住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、原状に復すること。
- (9) 住宅の増築、改造、模様替え等をしないこと。ただし、あらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。
- (10) 入居者全員が引き続き15日以上住宅を不在とする場合は、あらかじめ届け出ること。
- (11) 入居者が死亡し、又は住宅を立ち退いた場合において、その同居者が引き続き住宅への入居を希望する場合には、入居承継の許可を受けること。
- (12) 退居の際には1月前までに長洲町地域優良賃貸住宅返還届(別記第27号様式)を提出して町長の指定する者の検査を受け、破損ガラスの取替えその他指示された修繕を検査日より概ね2週間以内に完了し、その旨を申し出た後、必要な再検査を受けること。
- (13) 連帯保証人がその資格を喪失又は極度額に達した場合は、速やかにそれに代わる連帯保証人をたて長洲町地域優良賃貸住宅入居者連帯保証人変更承認申請書(別記第7号様式)を提出すること。
- (14) 連帯保証人の本籍地、住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかに長洲町地域優良賃貸住宅入居者連帯保証人本籍地・住所・氏名変更届(別記第9号様式)を提出すること。
- (15) 条例、同条例施行規則その他関係法令及びこれらに基づく指示命令に違反したときは、住宅を明け渡すこと。